

報 告 第 3 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月25日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

専 決 第 3 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年3月17日専決

摂津市長 嶋 野 浩一朗

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 事 故 名       | 公用自動車による車両接触事故  |
| 2 事 故 発 生 状 況 | 令和8年2月8日(日)午前6時頃、摂津市南別府町9番、府営南別府住宅敷地内駐車スペースにおいて、駐車のため後退した際、当該駐車スペースに駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の一部を破損させたもの |
| 3 損害賠償の相手方    | 枚方市在住の者   |
| 4 損 害 賠 償 の 額 | 119,820円  |
| 5 過 失 割 合     | 本市 100% 相手方 0%  |